

第1章

計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、私たちが目指すべき社会です。また、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などの様々な課題に対応するうえでも男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

このため、県では、「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月制定）に基づく都道府県計画である「とちぎ男女共同参画プラン」（以下「計画」という。）を平成13年3月に策定し、二期計画を平成18年3月に、三期計画を平成23年3月にそれぞれ策定し、男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に推進してきました。

また、平成8年4月には、現在の「パーティとちぎ男女共同参画センター」を男女共同参画を推進する総合的な活動拠点として開館し、平成14年12月に「栃木県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定したほか、平成17年11月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「DV防止計画」という。）を策定（平成21年3月、平成24年3月改定）し、男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進を図ってきました。

しかしながら、仕事と生活の調和しやすい職場環境の整備や政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進み、男女共同参画についての県民の理解や取組も広がりつつあるものの、根強い固定的性別役割分担意識を背景に、男女共同参画社会の実現は、未だ課題が多い状況にあります。

さらに、配偶者等からの暴力に関する相談件数（以下「DV相談件数」という。）は依然として多く、被害者を取り巻く状況も複雑化・多様化しており、被害者の自立支援には、専門性やきめ細かなケアが求められています。

このようなことから、条例の基本理念にのっとり、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するため、施策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示す「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」を策定するものです。

【条例基本理念】

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| ① 男女の人権の尊重 | ② 固定的な性別役割分担意識の解消 |
| ③ 政策等の立案及び決定への共同参画 | ④ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 |
| ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保 | ⑥ 国際社会の動向を踏まえた取組 |

2 計画の性格と役割

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項に基づく、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえつつ、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」に掲げる将来像の実現に向けて、本県における男女共同参画行政に係る施策の基本方向と具体的な施策を明らかにするものです。
- (3) 県はもとより、市町をはじめ、県民、事業者、関係団体等が相互に連携しながら、それぞれの立場で、自ら考え、行動するために共有する指針となる計画です。

3 他の計画との関係

本計画は、「栃木県版『まち・ひと・しごと創生総合戦略』とちぎ創生15戦略^{いちご}」、「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」、「とちぎ子ども・子育て支援プラン」、「第四期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」等と調和のとれたものとしします。

4 計画の期間等

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。
この計画の実施状況については、毎年、条例第7条に基づく報告書を作成し、公表します。



パルティとちぎ男女共同参画センター



【シンボルマークの意味】
とちぎの「と」と、男女共同参画社会の実現に向けて、無限の可能性を秘めて躍動する女性像をデザイン化。

とちぎ男女共同参画センター（愛称「パルティ」）は、男女共同参画社会の実現をめざす県民のみなさまの自主的・主体的活動を幅広く支援する施設として、平成8年4月にオープンしました。

「県とちぎ男女共同参画センター」と「(公財)とちぎ男女共同参画財団」が連携し、男女共同参画推進に関する様々な事業を実施しています。